

委 託 機 器 利 用 申 請 書

平成 年 月 日

大阪市立大学理学研究科分析室 運営委員長 殿

下記の通り、機器利用を申し込みます。

(枠内はすべてご記入下さい)

<u>委託分析希望の 分析機器名</u>		
<u>委託分析申込者</u>	申込者氏名	(印)
	所属機関(企業・大学 等)名・部署・職名	
	連絡先住所	〒
	Tel.	
	E-mail	
<u>利用料金請求先</u> 委託分析申込 者と同じ	支払責任者氏名	(印)
	所属機関(企業・大学 等)名・部署・職名	
	連絡先住所	〒
	Tel.	
	E-mail	
<u>委託機器利用の内容及びその目的</u>		
<u>試料名(化合物名)及び試料の性状&試料数</u>		
<u>試料取扱上の注意点(安全性・毒性)</u>		

大阪市立大学理学研究科分析室 委託利用誓約事項

1. 受託の適用

大阪市立大学理学研究科分析室（以下、分析室と略す）の機器について委託利用を希望する場合は、あらかじめ、分析室のウェブサイトの連絡先宛に、希望する委託分析・装置使用の内容、試料数等について情報を提供し、事前相談を行うこと。

以下の「委託利用誓約書」の内容に同意し、分析室の機器での委託分析を希望することになった場合は、上記の「機器利用申込書」に必要事項を記入・押印後、分析室運営委員会委員長宛、提出すること。

2. 委託料の支払い及び相殺

本業務の委託料は、原則として本業務の結果を提供した後に、分析室運営委員会がそれに伴う施設利用料を、委託利用者が委託利用料の支払の同意を得た者に対して、請求する。請求をされた者は、請求された金額を請求日から60日以内に大阪市立大学が指定する銀行口座に振り込むこと。尚、振り込み手数料は振り込み者の負担とすること

但し、分析室から委託者に対して支払うべき債務があるときは、分析室運営委員会は、上記委託料と相殺できるものとする。

3. 機密保持

分析室は、委託者から提供された試料、口頭もしくは書面により開示・提供された技術情報。資料及び業務の結果、並びにその他業務の執行にあたり知り得た委託者の営業上、技術上の情報（以下総称して機密情報という）について、委託者の書面による事前同意なしに、これらを第三者に開示又は漏洩しないととも、委託者から受託した業務以外の目的に使用しないものとする。但し、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りではない。

- (1) 委託者による開示時にすでに分析室が保有又は取得していたことを立証しうるもの
- (2) 委託者による開示時にすでに公知又は公用となっていたか、開示後に分析室の責めに寄らないで公知又は公用となったもの
- (3) 分析室が正当な権利を有する第三者から合法的かつ秘密保持義務を負うことなく入手したもの
- (4) 分析室が独自に開発したことを立証しうるもの

4. 試料等の提供と返却

分析開始予定日までに、委託者は、業務遂行に必要な試料及び機材（試料容器及び測定用試料管等を含む）、情報（試料及び機材等の使用上注意すべきすべての事項を含む）等を分析室に無償で提供するものとする。但し、分析室所定の受け入れ基準を満たさない試料等については、分析室はその受領を拒否することが出来る。

分析開始予定日までに試料等が提供できない時又はその恐れのある時は、委託者は速やかに分析室にその旨連絡し、業務結果予定日の延長等について協議し決定する。

分析室は、業務後速やかに、その返却を条件に提供を受けた試料、文書、図面、機材等を委託者に返還する。返還に要する費用は、委託者の負担とする。

5. 納期

分析室の各施設は学内利用者が年間を通じて活発に利用している状況にあるため、利用時の納期については、施設全体の円滑な運営を目的として、分析室運営委員会において委託者の希望を最大限尊重しつつ、可能な状況について調整後、委託者へ連絡する。

結果として、施設利用時間の減少・遅延等に伴って損害が生じた場合、大阪市立大学の故意又は重大な過失がない限り、大阪市立大学に対していかなる賠償請求を行わないこと。

6. 免責

天災地変その他分析室の責めに帰することの出来ない理由により、予定分析の実施が困難となった時は、これにより生じた委託者の損害を賠償する責めを免れる。

不可抗力の事由によって生じた分析試料の損害に対しては、分析室は一切責任を負わない。委託者が本業務の結果を利用することにより生じたいかなる損害についても、分析室は一切責任を負わない。

分析室の責めに帰すべき理由によって本業務に誤りがあったと認められる時は、委託者と協議の上、次に掲げるいずれかの方法により、依頼された本業務を再実施する。

(1) 分析室の費用負担により、依頼された本業務を再実施する。

(2) 委託者から支払われるべき分析委託料の範囲内で委託者が蒙った損害の相殺を行う。

7. 協議事項と紛争処理

以上に定めのない事項や、記載内容の解釈に疑義が発生したときは、その都度、相互強調による協議の上決定する。

さらなる疑義又は紛争が生じたときは、相互に協議、解決を図ると共に日本国の法律に基づき大阪市立大学理学研究科分析室の施設の所在地の裁判所において解決すること。

以上

平成 年 月 日

大阪市立大学理学研究科分析室の施設利用を実施するに当たっては、上記事項を確認し、誠実に履行することを誓約します。

申込者氏名 :

印

SAMPLE